

みずほ貯蓄預金キャッシュカード規定 新旧対応表

条項	改定前	改定後
7.代理人の方による取引	(1)代理人(ご本人と生計をともにする親族1名に限ります。)が預金の預け入れ、預金の払い戻し、振替および振込の依頼をする場合には、本人は代理人名、暗証を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。	(1)代理人(<u>配偶者、二親等以内のご親族(血族)またはご本人と同居しているご親族のうち成年1名</u>)が預金の預け入れ、預金の払い戻し、振替および振込の依頼をする場合には、本人は代理人名、暗証を届け出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
—	(2020年4月1日現在)	(2025年4月1日現在)